

平成18年度消防庁重点施策

第1 消防防災行政の意義

近年、頻発、多様化、大規模化する災害・事故等により、我が国の安心・安全神話に揺らぎが生じている。

こうした中、国民の安心・安全を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤であり、官民各々において防災・事故対策等の「安心・安全総点検運動」を展開するとともに、災害・事故発生時の対策及び平常時からの備えを強化することが急務となっている。

第2 消防防災行政を取り巻く状況

国内外の社会情勢の変化等により、消防防災行政を取り巻く状況は、近年大きく変化している。

第一に、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示権の創設、国民保護法の施行に伴い、消防庁は「政策庁」から「政策・実施庁」へと変革を遂げており、大規模災害・テロ・有事等に対する国家的対応の観点から、消防庁の体制の大幅な充実強化が急務となっている。

第二に、大規模災害発生時における住民の避難や国・地方を通じた初動対応の迅速化を図るためには、日進月歩の高度な情報通信技術を活用した消防防災情報通信ネットワークの高度化・充実強化が不可欠である。

第三に、大規模・特殊災害時における全国的見地からの緊急対応体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の増強や特別高度救助隊等の創設など、高度消防・救急救助体制を全国的に整備するほか、急増する救急需要への対策を講じることが喫緊の課題となっている。

第四に、先端科学技術の進歩を国民の安心・安全に活かすことが強く求められており、独立行政法人消防研究所の消防庁への統合及び体制整備による危機管理機能の強化、国民の安心・安全に資する消防防災科学技術の高度化が求められている。

第五に、地域防災力の強化は平時より取り組まれるべき課題であり、常備消防をはじめ消防団、自主防災組織、災害ボランティア等多様な主体が一体となった地域防災のネットワーク構築が極めて重要になっている。

第六に、住宅火災による死者数が急増していることや、放火が出火原因の第1位を占めるなど、総合的な火災予防対策等のより一層の推進が求められている。

このため、以下の事項を重点的に実施する。

第3 重点的に推進すべき事項

安心・安全の総点検

1. 国・地方の防災・危機管理体制の総点検

(1) 消防庁の体制の大幅な充実強化

大規模地震災害時等における国としてのオペレーション体制の強化を図るため、消防庁の組織体制を大幅に充実強化する。

(2) 地域防災計画の総点検

全地方公共団体の地域防災計画について、計画修正協議を通じた必要な支援を行うなど、総点検を促進するとともに、都道府県間で計画内容の情報共有を推進する。

(3) 実践的な防災訓練等の実施

消防庁に設置した「消防防災・危機管理センター」を活用し、国の関係機関、地方公共団体等と連携した実践的な防災訓練や図上訓練を実施するほか、地方公共団体における実践的な図上シミュレーション訓練の計画的な実施を促進する。

2. 国民保護のための体制づくり

(1) 国民保護のための仕組みの整備・充実

武力攻撃事態の種類ごとの詳細な対処の在り方の検討等により、地方公共団体の国民保護計画の作成を支援するとともに、安否情報システムの開発を行うなど、国民保護のための体制を整備・充実する。

(2) 実践的な訓練の実施及び普及啓発の強化

国民保護のための訓練を国・地方公共団体共同で実施するとともに、パンフレット、視聴覚教材の作成やブロック会議の開催等により、国民保護に関する国民に対しての普及啓発を強化する。

世界最先端の災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築

1. 災害情報の瞬時伝達システムの構築

(1) 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）の整備

内閣官房と連携して、災害情報を瞬時かつ全国一斉に住民に伝達するため、衛星通信ネットワークと同報系防災行政無線を接続した全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を整備する。

(2) 携帯電話・テレビの自動起動・警報受信システムの開発・普及

緊急情報を全住民に対して確実に伝達するため、地上デジタル放送技術を活用して、携帯電話・テレビを自動的に起動させ、警報を伝達するシステムの開発・普及を促進する。

2. 被災地情報の収集・広域通信体制の強化

(1) 迅速かつ確実な被災地情報収集体制の構築

迅速かつ確実な被災地情報収集を図るため、衛星携帯電話・ヘリコプターテレビ電送システムの全国的整備、夜間のヘリコプター運用についての調査検討及びヘリコプターから通信衛星に直接映像を伝送する技術（ヘリサット）の実用化に向けた検証を行う。

また、震度情報ネットワークについて、システムの効率的な見直しを行うこと等により、震度データ送信及び震度発表のさらなる迅速化等の充実を図る。

(2) 広域活動のための情報通信基盤の確立等

消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について、各都道府県において整備計画を策定し、両者を強力に推進する。

これらを踏まえ、消防救急無線のデジタル化を通じた全国消防救急通信ネットワークを構築し、被災情報の共有化及び緊急消防援助隊の広域活動のための通信体制を確立する。

また、国・地方公共団体間の防災情報の共有化に向け、消防庁防災情報システムと都道府県防災情報システムを相互接続するなど、地方公共団体等との情報共有化を図るとともに、各種統計報告のオンライン化を推進する。

さらに、IP電話の普及や携帯電話の高機能化等の新しい通信手段の需要を踏まえ、これらからの緊急通報の発信地を特定するシステムについて、実証実験を行う。

高度消防・救急救助体制等の全国的整備

1. 高度消防・救急救助体制の全国的整備

(1) 特別高度救助隊等の全国的展開・配備

大規模災害、テロ、有事等に対して全国的見地から人命を救助する体制を強化するため、高度な救助用資機材、特殊車両及び高度な救助技術・知識等を兼ね備えた救助隊員で構成される「特別高度救助隊」・「高度救助隊」をそれぞれ政令市消防本部・中核市規模以上の消防本部に配備し、ウォーターカッター、大型ブロアーの整備を行う。

あわせて、消防大学校において特別高度救助隊等の養成講座を創設し、専門的な教育等を実施する。

(2) 緊急消防援助隊の充実及び大幅増強

緊急消防援助隊について、大規模・特殊災害等への対応力を強化するため、基本計画の変更を行い、登録部隊数を4,000隊規模に増強するとともに、資機材等の整備に必要な国庫補助金の大幅な増額等により、その整備・充実を図る。

また、総合的・実践的な訓練を継続的に実施するとともに、基本計画に定める地域ブロック合同訓練や、消防庁ヘリコプターを用いた消防防災ヘリコプターとの複数機合同訓練等について、所要の財政措置を講じる。

2. 救急救命等の充実・高度化

(1) 救急需要対策の検討

救急出場件数が急増していることを踏まえ、救急自動車の適正利用の普及啓発、傷病者のトリアージシステム、民間事業者の活用等について、幅広く検討を行う。

(2) 大規模災害発生時の救急体制の在り方の検討

大規模な地震等の大規模災害が発生した場合における緊急消防援助隊と現地消防本部との連携体制、救急隊と医療機関等関係機関との連携体制、トリアージの実施体制等の災害時の救急業務の在り方等について、検討を実施する。

(3) 救急業務の高度化の推進

傷病者の救命効果の向上を図るため、救急救命士の処置範囲の拡大を推進しつつ、その救急救命処置等の適切な実施に必要な、医師による常時指示体制、医学的観点からの事後検証体制、再教育・研修体制の確保など、メディカルコントロール体制

のさらなる充実を図る。あわせて、高規格救急自動車や高度救命処置用資機材の整備を促進し、高度な救急救命処置が可能な搬送体制の確保を図る。

また、救急の日等のイベントを通じて、日本赤十字社等の関係機関との連携強化を図りつつ、バイスタンダー(現場に居合わせた人)による自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当の普及啓発を推進する。

消防防災科学技術の向上

1. 消防防災研究開発体制の強化

独立行政法人消防研究所の消防庁への統合及び体制整備により、消防防災分野における研究開発において、国として実施すべき研究開発の充実強化を図るとともに、危機管理機能を強化する。

2. 消防防災に係る科学技術の高度化

消防防災に係る科学技術の高度化により、災害対応力の強化、火災予防対策の推進、危険性物質・危険物施設の安全確保、消火・救急・救助活動に係る技術の高度化等の各分野における重点的な研究開発を推進する。

具体的には、ロボット、ナノテク、ICT等の新技術を活用した高度な技術・資機材の研究開発・実用化の推進、やや長周期地震動に対する浮き屋根式屋外貯蔵タンクの耐震基準強化に伴う浮き屋根を改修する際の標準的設計手法の開発等を行う。

また、消防防災分野に係る競争的研究資金制度の一層の充実を図り、産学官連携による研究開発を推進する。

3. 消防防災分野における国際的課題への対応

平成16年12月のインド洋大津波以降、大規模災害に関する知見・対策の蓄積を有する我が国に対する国際的な貢献への期待が高まっていることから、平成17年1月に開催した世界消防庁長官会議やタイ王国への支援を踏まえ、被災国を中心に諸外国に対して大規模災害に関する教育、避難対策等での教材提供、情報提供・共有、人的交流の推進を行う。

このほか、開発途上諸国への消防防災分野の専門家の派遣、開発途上諸国からの研修員の受け入れ及びトップマネージャーセミナーの開催、国際消防救助隊(IRIT)の一層の充実等を図る。

また、日韓消防行政セミナーへの参加など主要国の防災関係諸機関との情報交換等の機会の拡大を積極的に図る。

さらに、消防器具の国際規格について、試験方法等の国際的な標準化に引き続き協力していくほか、消防車両等消防用機器の国際競争力を強化するための諸方策を検討する。

4．新技術等に対応した防火安全対策等の構築

消防用設備等に係る技術基準の性能規定の導入に伴い、客観的検証法については、一定の知見が得られたものから順次技術基準を策定するとともに、総務大臣が認定を行う特殊消防用設備等については、その申請及び審査が円滑に行えるよう、審査体制の充実強化を図る。また、ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発や、高齢者等の災害時要援護者に適した規格・消防用機械器具等の在り方等についても検討を行う。

一方、危険物施設に係る技術基準についても、新技術・新素材の円滑な導入等を一層図るため、性能規定の導入・基盤整備を行う。

さらに、バイオマス燃料、燃料電池自動車用水素スタンド及び固体酸化物型燃料電池等の新技術や環境対策等に対応した総合的な安全対策を推進する。

地域防災力の強化

1．常備消防力の強化

地域の常備消防力について、平成17年に改正した「消防力の整備指針」を踏まえ、消防防災施設、無線、資機材等の整備を促進するとともに、消防救急車両の規格の標準化を進めるほか、小規模消防本部の広域再編についても引き続き推進する。

また、惨事ストレス対策や消防職員の勤務環境の整備など、職員が安全かつ能率的に業務を遂行できる体制・環境づくりを進めるとともに、消防職員委員会制度の円滑な運用を図る。

さらに、相次いだ消防職団員の殉職事故を受けて行われた所要の検討を踏まえ、事象事例の情報収集システム及び新しい態様で使用される物品の火災等における情報の一元化システムを構築、運用することとする。

2．消防団・自主防災組織等の充実強化

消防団員を当面100万人（女性10万人）確保することを目指し、引き続き消防団員の活動環境の整備や、住民の消防団活動への理解を深める施策を推進するとともに、消防団と事業所との連携の在り方について検討を行う。

また、自主防災組織と消防団の連携の在り方について調査検討を行うなど、自主防災組織の活動の活性化及び組織化を図るほか、災害ボランティアの活動環境の整備について、各地方公共団体における取組状況の収集及び分析を行い、地域の実情に即した取り組みの進め方、在り方を検討する。

さらに、地域防災コーディネーターの育成を図り、消防団、自主防災組織、地元企業その他防災関係機関等の連携体制を構築することにより、地域防災力の充実強化を図る。

3. 地域における防災・危機管理体制の強化

(1) 人材育成及び地方公共団体の防災体制の強化等

地方公共団体の幹部クラスの防災・危機管理専任スタッフの配置・研修、地域住民及び地方公共団体職員や消防職団員を対象としたe-カレッジの活用等を引き続き推進するほか、地方公共団体の防災・国民保護担当職員や自主防災組織のリーダー等に対し、幅広く研修を行う体制の整備を検討する。

また、消防大学校における地方公共団体の首長等を対象とした危機管理セミナーの充実を図るとともに、受講人員の増大を踏まえ、e-ラーニングによる効率的な研修を行うことで、意欲と能力の高い幹部人材の計画的育成を促進する。

(2) 市町村における具体的な防災・危機管理体制の検討

専任職員・スタッフ・幹部等の効果的な設置パターン、迅速かつ的確な災害対応のための24時間対応体制、防災部局と消防本部との連携・一体化など、市町村における具体的な防災・危機管理体制について検討を実施する。

4. 地域安心安全ステーションの全国展開

自主防災組織や各種コミュニティが消防や警察等と連携し、安心安全パトロールや初期消火、応急手当等を総合的に実施する地域安心安全ステーションについて、引き続きモデル事業を実施するとともに、その全国展開に向け、国民保護も含めた地域の安心・安全の確保について普及啓発活動を行うほか、当該ステーションを核にした関係機関とのネットワーク強化について検討を行う。

5. 震災対策の充実

東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下型地震対策について、特別措置法等の整備を踏まえ、推進地域における推進計画・対策計画の策定の支援、地域ごとの津波避難計画の策定及び避難地・避難路の整備の促進等の防災対策を推進する。

また、耐震性貯水槽等の整備を促進するとともに、都道府県が策定する耐震化緊急実施計画を踏まえ、効果的な公共施設等の耐震化を強力に推進するほか、耐震改修事業の促進を図る。

6. 特殊災害・テロ災害対策の充実

原子力災害時等の消防活動における隊員の安全管理、活動要領、除染及び汚染拡大防止措置要領等について、マニュアルの周知及び訓練への活用等により、消防機関における原子力災害等対応体制の向上を図る。

また、石油コンビナート防災対策として、市町村長等による防災業務の改善措置命令及び防災規程の変更命令、特定事業者による防災業務の実施状況の定期報告制度についての進捗状況を把握し、必要な指導・助言等を行うとともに、大規模災害時を想定した大容量泡放射システムを含む消火資機材の大規模な訓練を実施するための訓練環境について、検討を行う。

さらに、消防活動が困難な地下空間等における活動支援情報システムについて、技術的検証を行う。

7．災害時における情報伝達・避難誘導體制の整備・促進

災害時における高齢者等の災害時要援護者の避難について、モデル事業の実施によるアクションプログラムの策定等を踏まえ、地方公共団体における災害時要援護者避難支援プランの作成を支援するとともに、同報系の防災行政無線の整備を促進する。

8．災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力の推進

災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力について、その一層の推進を図るため、モデル地域を選定し、地方公共団体と連携した防災体制づくりや実践的な訓練の実施等の取り組みを行うとともに、その実績を地方公共団体に対してノウハウとして提示する。

火災予防対策等の推進

1．住宅防火対策の推進

建物火災の死者数の約9割を占める住宅火災による死者数の低減に資するため、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法の一部改正（平成16年法律第65号）を踏まえ、地域で住宅用火災警報器等の広報・普及啓発活動に取り組む消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等を支援する事業を実施すること等により、これらの団体と連携して、高齢者等を中心とした住宅用火災警報器等の普及啓発を一層推進する。

2．総合的な防火安全対策の推進

近年の防火対象物の大規模化・複雑化等に伴い、その用途及び利用形態等の多様化も進んできているため、高度な火災監視及び制御システムを有した総合消防防災システムの高度化の一層の推進を図るとともに、防火対象物を本来の用途以外の用途に一時的に使用する場合の防火安全性について検討を行う。

また、小規模雑居ビルをはじめとする防火対象物の消防法令違反の是正を推進するため、全国の消防本部で活用できる違反処理データベースについて、繰り返し違

反の是正強化、関係行政機関との連携等の新たな取り組みにも資するようシステムを構築すること等により、違反是正体制の強化を図る。

さらに、避難等訓練マニュアルの充実、消防計画作成マニュアル等の作成などを通じて、防火対象物ごとの実態に合った防火管理体制の確立を図る。

3．放火火災防止対策の推進

地域で実施した放火火災防止対策戦略プランの評価シートの収集・分析結果に基づき、地域の取り組みを反映させるための手法を用いたプランの改定及びプログラムの開発を行うとともに、放火火災情報地図等の基礎となる放火危険度データベースの開発等を推進することにより、地域による「放火されない環境づくり」の取り組みを一層推進する。

4．危険物事故対策の充実

近年における危険物の火災・漏えい事故の増加傾向を踏まえ、「危険物事故防止アクションプラン」に基づいて、官民一体となって総合的な事故防止対策を強力に推進するとともに、大規模地震に伴う津波や台風等の洪水による浸水に対する危険物施設の安全対策について、検討を行う。

また、危険物施設に係る腐食・劣化に関する評価手法の開発・データベースの整備、自主保安の一層の推進等を図ることにより、火災・漏えい事故の防止、施設の効果的・効率的な保守管理を推進する。

さらに、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等に努めると同時に、潜在的な危険要因に応じた安全対策について調査検討を行う。